

ニュースレポート

令和2年8月12日

報道機関各位

上下水道部水道課

タイトル 職員の懲戒処分について

下記のとおり報告いたしますのでよろしくお願いいたします。

行事・事業名	職員の懲戒処分について
日時	処分発令日 令和2年8月12日(水)
場所・住所	
趣旨・目的 (PRしたいこと)	<p>窃盗及び暴行事件に係る事案について、8月12日付で下記のとおり地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号の規定により懲戒処分を発令しましたので報告します。</p> <p>当事者の職氏名及び処分内容 上下水道部水道課作業員 (会計年度任用職員) 金 家 俊 二 免 職</p>
問い合わせ先	部課係名： 上下水道部水道課 担当者名： 西川、有吉 電 話： 0791-43-6889 (内線2911) F A X： 0791-43-6872

添付資料 (有・無)○ホームページへの掲載 (有・無)

会計年度任用職員の懲戒処分について

職員の服務規律の確保については、これまでも注意を喚起してきたところではありますが、本市会計年度任用職員の窃盗・暴行事件による懲戒事案が発生したことは、誠に遺憾であり、市民の皆様に深くお詫び申し上げます。この度、関係職員に対しては、厳正な処分を持って対応したところであります。

今後は、再びこのような事案が発生しないよう、全職員に対し強く指導をまいりますとともに、市民の皆様の信頼回復に努めてまいりたいと考えております。

令和2年8月12日

赤穂市長 牟禮正稔